但し、未確定一般更生債権が確定した場合において、当該債権者が既に確定した更生債権（以下「既確定債権」という。）を有するときは、既確定債権額に新たに確定した額を加えた金額について、第３章第３節第２乃至第４及び第４章の定めを適用して弁済額を算出し、当該弁済額から既に弁済した額を控除して支払う。

第３節　更生計画認可決定前に退職した更生会社の従業員にかかる退職金請求権の取扱い

更生計画認可決定前に退職した従業員にかかる退職金請求権が会社更生法140条２項の規定に基づき届け出された場合において、当該債権が確定したときは、確定債権額全額を、更生計画認可決定確定日と新たに更生債権が確定した日のうちいずれか遅い日から３ヶ月を経過する日までに一括弁済する。

第６章　担保権の措置

第１節　存続する担保権

第１　不動産にかかる担保権

１　別表11―１「存続する担保権一覧表（不動産）」に記載の担保権は、更生計画認可決定以後も、同表の「新しい債権額」欄記載の額で存続する。

２　同表記載の担保権は、第３章第１節第１、２の定めに基づき確定更生担保権全額の弁済を受けたときに消滅する。当該担保権者は、第３章第１節第１に基づき確定更生担保権全額の弁済を受けるのと引き換えに、管財人に対し、当該担保権の消滅の登記に必要な一切の書類を交付しなければならない。

なお、管財人は、当該担保権の消滅にかかる抹消登記手続を、本更生計画及び裁判所の当該登記手続申請にかかる許可書を原因証書として不動産登記法63条１項により単独申請にて行うことができる。

第２　リースにかかる担保権

１　別表11―２「存続する担保権一覧表（リース）」に記載のリースにかかる担保権は、更生計画認可決定以後も、同表の「新しい債権額」欄記載の額で存続する。

２　同表記載の担保権は、第３章第１節第２、２の定めに基づき確定更生担保権全額の弁済を受けたときに消滅する。

３　更生会社はリース期間が満了するまでリースにかかる担保権の目的物（以下「リース物件」という。）の使用を継続することができる。

なお、リース物件の所有権は、弁済が完了するまでは当該担保権者に帰属し、弁済が完了したときに管財人（更生手続の終結後は更生会社。以下、本項において同じ。）又はリース物件を承継取得したもの（以下、本節において「承継人」という。）が求めたときは、当該担保権者の同意を得て当該リース物件の所有権放棄の手続を受ける。管財人又は承継人が当該担保権者に対してリース物件の所有権の放棄を求めようとするときは、管財人又は承継人は書面で当該担保権者に請求することとし、書面の発信から１ヶ月以内に当該担保権者から不同意の意思表示がなされないときは、当該担保権者は所有権の放棄に同意したものとみなす。リース物件について当該担保権者の所有権の放棄がなされないときは、当該リース物件の所有者は、管財人又は承継人の請求に従い、その責任と費用負担において当該リース物件を引き上げなければならない。

第２節　存続しない担保権

更生会社の財産上に存する更生債権等を被担保債権とする担保権で、前節に存続する担保権として掲げた担保権以外の担保権（別表12「存続しない担保権一覧表（不動産）」記載の各担保権を含むがこれに限られない。以下「存続しない担保権」という。）は、更生計画認可決定のときに全て消滅する。

存続しない担保権にかかる担保権者は、更生計画認可決定後直ちに、当該担保権設定登記の抹消登記手続をする。この場合、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付しなければならない。

第３節　損害保険にかかる質権の取扱い

更生担保権及び更生債権を担保するために更生会社が契約した損害保険契約に基づく保険金請求権について設定された質権は、更生計画認可決定のときに消滅する。

当該質権の設定を受けた債権者は、更生計画認可決定後直ちに当該質権の解除手続に必要な一切の書類を更生会社に交付しなければならない。当該質権の設定を受けた債権者が当該質権の解除手続に必要な一切の書類を更生会社に交付しない場合には、更生会社は本更生計画に基づく更生担保権の弁済を留保することができる。

第４節　登記等の費用

本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は更生会社が負担する。

第７章　更生会社の措置

第１節　株主の権利の変更

第１　更生会社による株式の取得

更生会社は、後記第２節の定めに基づいて発行される募集株式について出資の履行がされた日に、当該募集株式を除く更生会社の発行済株式全て（但し、更生会社が既に保有している自己株式を除く。）を無償で取得する。

第２　発行済株式の消却

更生会社は、上記第１に基づく株式の取得と同時に、その取得した自己株式を含む自己株式全てを消却する。

第３　資本金の額の減少

更生会社の資本金の額を次の通り減少させる。

１　減少する資本金の額　　1000万円

２　効力発生日

資本金の額の減少は、後記第２節の定めに基づいて発行される募集株式について出資の履行がされた日に、その効力を生じる。

第２節　募集株式の発行

更生会社は、次の通り新たに払込を受けて募集株式を引き受ける者の募集を行う。

①　会社法第199条２項に規定する募集事項は、次の通りとする。

募集株式　普通株式

募集株式の数　3800株

募集株式の払込金額　１株５万円

募集株式と引換えにする金銭の払込の期間

更生計画認可決定確定日から１ヶ月を経過する日までの間

増加する資本金及び準備金に関する事項

増加する資本金　　9500万円

増加する資本準備金　9500万円

②　募集株式は、次の通り割り当てる。

裁判所の許可を得て管財人が指定する者に割り当てる。なお、シャトレーゼ社又はその指定するグループ会社に割り当てることを予定している。

③　剰余金の配当

更生手続中は、株主に対する剰余金の配当は行わない。

第３節　定款の変更

更生会社の旧定款を廃止して、新たに別表15「春日居リゾート株式会社定款」の通りに定款を変更する。

但し、管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の定款をさらに変更することができる。

なお、定款第６条（発行可能株式総数）の変更の効力は、更生計画による募集株式の発行の効力が発生したときに生じる。

第４節　役員の選任等

第１　役員の退任

会社の従前の取締役及び監査役は、更生計画認可決定の時に全て退任する。

第２　取締役・監査役の選任及び代表取締役の選定

管財人が裁判所の許可を得て選任及び選定する。